

LGWAN コネクトサービス約款

第1条（約款の適用）

1. この LGWAN コネクトサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「LGWAN コネクトサービス」（以下、「本基本サービス」といいます。）及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、地方公共団体向けに各種アプリケーションや情報コンテンツを提供する際の通信回線として、北海道総合通信網株式会社の LGWAN-ASP 接続サービスを利用して総合行政ネットワーク（LGWAN）を提供するサービスです。
2. 本サービスの内容の詳細は、サービスサイト又は当社が別途提供するサービス仕様書（以下、「本サービス仕様書」といいます。）において定めるとおりとします。

第3条（利用申込み）

1. 本サービスは、当社が指定する当社の他のサービス（以下、「対象サービス」といいます。）を利用する者又は対象サービスを同時に申し込む者のみが、当社所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）により申し込むことができるものです。当社は、対象サービスを利用しておらず、かつ対象サービスの申込みを同時に行わない申込者からの本サービスの利用申込みを承諾しないものとし、この場合基本約款における申込みの規定を準用するものとしします。
2. 対象サービスはサービスサイト、本サービス仕様書又は申込書において定めるものとします。
3. 本サービスは、本サービス自体の申込みの他に、別途地方公共団体情報システム機構へ所定の申込みを行い、審査を受ける必要があります。利用者は、地方公共団体情報システム機構に対する当該申込みを、当社を経由して行うものとしします。

第4条（利用契約上の地位等の譲渡等）

1. 基本約款における利用契約上の地位等の譲渡等の規定にかかわらず、利用者は、いかなる場合においても、本サービスに係る利用契約上の地位又は権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保として提供等し、又は当該利用契約上の地位若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に引き受けさせること（以下、「譲渡等」といいます。）はできないものとしします。
2. 利用者が、基本約款における利用契約上の地位等の譲渡等の規定及びその利用している

対象サービス（以下、「利用中対象サービス」といいます。）のサービス別約款に基づき、当該利用中対象サービスの利用契約上の地位又は権利の全部又は一部を第三者に譲渡等した場合、本サービスに係る利用契約は原則として当該譲渡等と同時に終了するものとします。

第5条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本基本サービスの最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。
2. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、オプションサービスの最低利用期間は、当該オプションサービスの利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。
3. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成します。したがって、最低利用期間内に当社が利用契約を解除した場合、基本約款における最低利用期間の利用契約の解除の規定に従い、支払済みの初期費用は返金されないものとします。

第6条（上位規約）

1. 利用者は、北海道総合通信網株式会社が定める、利用者が本サービスの利用を行っている時点における最新の「LGWAN-ASP 接続サービス利用規約」を遵守するものとします。

第7条（解約）

1. 利用者は、契約期間内であっても、最低利用期間の経過した日以後、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、利用契約を解約することができます。ただし、利用者が解約日の属する月の翌月以降の料金の全部又は一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって解約となります。
2. 本基本サービスに係る利用契約が終了した場合、当該利用契約の対象であるオプションサービスも当然に終了するものとします。

第8条（サービスの内容の変更又は廃止）

1. 当社は、北海道総合通信網株式会社の解散又は北海道総合通信網株式会社によるLGWAN-ASP 接続サービスの内容の変更若しくは廃止等の事情により、本サービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2019年12月11日から適用された LGWAN コネクトサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年5月8日より適用されます。